

生徒心得

1. 日常の心得

- (1) 登下校の際にはいつも、身分証明書・生徒手帳を携帯する。
- (2) SHR 午前8時30分
始業 午前8時35分
下校 午後5時00分
- (3) 各クラスに日直を置く。日直は黒板の整備、学級日誌の記入、時間割変更のクラスへの連絡、及び必要に応じて学級内の仕事にあたる。
- (4) 外部・外来者との応接は、関係教員の許可を得る。
- (5) 校外での事故は直ちに学校に連絡する。
- (6) 生徒としてふさわしくない以下のような行為は絶対にしてはならない。飲酒、喫煙、暴力、暴言、誹謗中傷、器物損壊、風紀上好ましくない場所への出入り、無免許運転等の違法行為、定期考査での不正行為、バイク・自動車通学、制服でのバイク乗車・インターネット・SNSの不適切な使用等の行為。これらの行為に対しては学校として厳重な指導を行う。

2. 服装

本校は高校生としての自覚を持ち、快適な学校生活を送るための制服規定がある。休日・休業日も含め、登下校の時および校内では、特別の指示がある場合を除き、本校指定の制服を着用する。

制服規定

- (1) 男女制服は本校指定のものとする。男子は指定のネクタイ、女子は指定のリボンを着用し、ワイシャツ、ブラウスは白で無地のものとする。

- (2) 夏服（原則として6月1日～9月30日）
- 上衣・ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。
 - スボン（男子）・スカート（女子）
本校指定のもの
 - ワイシャツ・ブラウス
白で無地のものとする。
 - ベスト・セーター・カーディガンでの登校可。
本校指定のもの（購入は任意とする）か、規定に定められたものとする。
- (3) 防寒着等の規定
- ニットベスト及びセーター類は、黒、紺、グレー、白、茶の単一色とする。Vネックのみ可。トレーナー・パーカーは不可。
 - コートは華美でないもの。コート類は制服の上に着用すること。
- (4) その他
- 通学靴は男女とも黒か茶の短靴、または運動靴（ブーツ、サンダル等は不可）
 - 校内ばき……本校指定のもの
 - 体育館ばき……本校指定のもの
 - 靴下……華美でないもの
 - 頭髮……染色、脱色、パーマ等の頭髮への加工を禁止する。
 - 装身具、化粧、香水等は禁止とする。
 - 高校生としてふさわしい身だしなみを心掛ける。
3. 所持品、金銭
- (1) 不必要な物を持ってこない。
 - (2) 多額の金銭、貴重品を平素学校に持ってこない。やむなく持って来たときは、担任もしくは教科担任に預

かってもらう。特に体育、実験、実習等で教室から離れる時は、貴重品を必ず身につけるなど、自己管理をしっかりとる。

- (3) スマートフォン・携帯電話の授業中の操作は禁止とする。授業中は電源を切る。考査受験中に携帯電話の操作を行った場合、理由を問わず不正行為とみなす。また、学校のコンセントを使った充電は絶対にしてはならない。

4. 休業中の心得

- (1) グループ、単独による外泊を伴う旅行のときは、必ず保護者の承諾を得て、事前に担任に連絡を取る。
- (2) 休日の登校は、事前に所定の届け出のあった部・団体のみとし、活動時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 長期休業中のクラブ活動等はクラブ委員会で定める活動計画に従って計画する。

5. 願書、届出

事柄	用紙	届出先	届出期間	備考
外出・欠席・遅刻・早退・見学・欠課・異装・忌引願	生徒手帳	HR担任 教科担任	事前もしくは事後すみやかに	
公欠届	職員室	HR担任	事前	
居残り届	職員室	日直の先生	当日の午後1時10分まで	平日活動のとき
学校施設使用許可願	職員室	副校長	前日まで	休日に諸活動を行うとき
旅行届	担任	担任	事前	
遺失・拾得・盗難届	生活指導部	生活指導部	事後すみやかに	
自転車通学	生活指導部・担任	担任	事前	
学校感染症登校許可証	生徒手帳	HR担任 養護教諭	治癒後登校時すみやかに	受診した医療機関で記入してもらう

- (1) 病気その他で欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は事前に保護者が電話連絡、あるいは生徒手帳による届け出をする。なお電話連絡の場合は事後に生徒手帳による届出をする（病欠が1週間以上にわたる時は医師の診断書または証明書をそえる）。
- (2) 外出・見学は事前に届出る。
- (3) 親族に喪があったときは担任および教科担任に届け次の通り忌引きをとることができる。父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじ・おば1日。
- (4) 以下の場合、公欠を認める。
 1. 全国高等学校体育連盟又は東京都高等学校体育連盟主催の公式戦への参加、全国高等学校文化連盟又は東京都高等学校文化連盟主催の大会等への参加、又はこれらに準ずる公的団体主催の大会等への部活動としての参加
 2. 自己都合によらない就職・進学試験等の受験
- (5) 居残り、休日に諸活動を行うとき、校外で活動を行うときは担当教員の付き添いを必要とする。居残りは公式大会（行事）1週間前のみとする。
- (6) 決められた場所以外での活動は、施設管理責任者（学校職員）の許可を得る。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。
- (8) 自転車通学者は担任の承認を得て生活指導部に届け出て、指定のシールを貼付し、校内の所定の場所に駐輪する。
- (9) バイク（自動二輪と原付）、自動車による登下校は禁止する。制服を着用してバイクの運転・乗車はしてはならない。

- (10) 休学・復学・退学・転学の場合は担任を通して所定の手続きをとる。
- (11) 住所変更の場合は担任に連絡し、経営企画室を通して所定の手続きをとる。
- (12) 校内で文書、ポスター等を掲示、配布し、また集会を開く場合は、生徒会書記局に届出る。なお集会については、使用する施設の管理責任者(学校職員)の許可を得る(掲示物、配布物、集会に関する生徒会会則による)。

6. 部活動等の活動

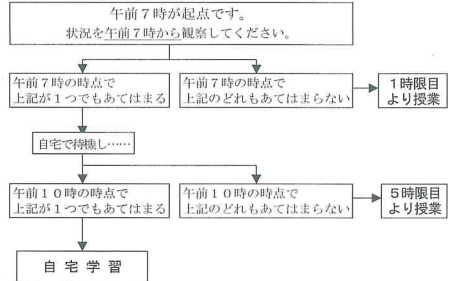
部活動等の活動については、年間を通じて午後5時までに終了するものとし、午後5時20分までに下校する。ただし担当教員が活動の場に立ち合う場合は次の特例を認める(居残り届を必要とする)。

- (イ) 文化祭・体育祭の役員の活動時間延長。
- (ロ) 顧問が必要と判断すれば30分間の時間延長。下校は5時45分までとする。
- (ハ) 考査1週間前となる日から考査期間中(考査最終日は除く)は活動停止とする。ただし、顧問が活動停止の期間における活動が特に必要と判断した場合、許可を得た上で活動することができる。その場合の活動時間は午後5時まで、考査機期間中(考査最終日は除く)は午後4時までとする。

荒天時の対応について

次の1および2のうち、1つでもあてはまる場合は下図のとおりとする。

- 1 「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」の特別警報もしくは警報が1つ以上発令されている(※)。
- 2 田園都市線が強風(台風による強風を含む)のため、用賀駅又は桜新町駅まで運行を中止している。
※特別警報もしくは警報の対象地域は、世田谷区、大田区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区のいずれかとする。対象地域以外に居住する生徒の登校については、安全を優先し、状況に応じて欠席・遅刻の扱いについては配慮する。



- * 「特別警報」「警報」が発令中かどうかは、パソコンや携帯電話のWEBサイト、テレビやラジオの気象情報、電話(177番)等で確認してください。学校へ電話で問い合わせることはお控えください。
- * 交通機関の影響による欠席・遅刻は出席扱いとします。
- * 登校する際には、自己の安全を最優先し、適切な判断をするようにしてください。

定期考査についての心得

(1) 考査前1週間

考査開始の1週間前から点票提出までは職員室への出入りを禁止する。また部活動等は原則として活動を禁止する。("クラブ等の活動"の項を参照)

(2) 考査前日

HR担任の指示に従って次のように教室を整備する。教室の机は机間巡視ができるように机間を広くあけ、教室後部も通れるようにして6列に並べる。

(3) 考査当日

(ア) 座席 教卓に向って右前部から出席番号順にすわる。(選択科目もクラス順、番号順に)。

(イ) 持ち物

- ① 机の上には筆記用具以外のものは置かない(ペンケース等も鞆の中にしまう)。
 - ② 教科書、ノートなどは鞆に入れて、足もとに置き、机の中には一切物を入れない。
 - ③ スマートフォン・携帯電話や音の出る電子機器は、電源を切って、鞆に入れる。
- (ウ) 試験終了の合図があるまで教室を出てはいけない。